

提 言

2009年3月23日

コンテンツ学会

「ネット利用調整制度のあり方に関する民間審議会」

コンテンツ学会「ネット利用調整制度のあり方に関する民間審議会」（以下、「本会」という）は、消費者がネット上で適切なコンテンツの利用を実現できるような制度のあり方について、その必要性から制度設計上の問題まで、幅広く討議した。

その結果、テレビ放送向けの映像コンテンツに関して、権利を取り纏め、単一の許諾であらゆる権利処理が完結するような制度の実現を第一とし、事業者間の取引の促進と安定化を図ることを核とすることで本会は合意した。今回の検討は専らテレビ放送向けの映像コンテンツに関するものであるが、この制度は汎用的性格を持つことを本会は認識しており、将来的にこの制度をネット上でのコンテンツの利用に広く資するべくさらに拡充していくことも念頭に置いている。（提言 1. 関連）

また、地上波テレビ放送事業者が適切に番組コンテンツをネット上で消費者に利用せしめることは、公共の電波を使って事業を行うことに付随する社会的責務であると本会は認識し、そのための措置を放送法体系に求めることで本会は合意した。ただし、一般的に番組コンテンツをネット上でも利用せしめることが当該コンテンツの資産価値最大化に資するはずであり、このような規定を置かなくてもいずれ自然に番組コンテンツのネット上での利用は進むようになるとの考えから、本規定は時限措置とすべきとした。（提言 2. 関連）

その上で、こうした映像コンテンツの適切な利用のあり方はあくまで契約において定められるべきとの考えから、契約に基づかない利用を厳しく管理、制限することで本会は合意した。ただし、商品コンテンツについて社会通念上認められるべきであることから、いくつかの利用の態様については予め契約の効果进行调整することとした。（提言 3. 及び 4. 関連）

加えて、ネットワーク上での利用する際に問題となる技術と現行著作権法の間齟齬及び不明確な点について補完する規定をおいた（提言 5. 関連）

これらの措置によって、現行の著作権法制度を基盤として、テレビ放送向けの映像コンテンツをネットワーク環境の中で適切に利用することを促進できると、本会は合意するものである。

提言 1. 登録制度

公的な登録制度を創設し、公的データベースを規定する。登録制度の主旨は映像コンテンツ毎に一の管理者（許諾者）を規定し、必要に応じて関係者の法的関係を確定し、以て利用を促進することとする。これについて、次のように規定する。

- 1) かならず一の管理者を定めて、著作権者・著作隣接権者の合意に基づいて登録する。管理者は当該コンテンツのあらゆる権利者を代表して利用者に利用を許諾し、その内容は当該コンテンツに権利を有するあらゆる著作権者・著作隣接権者を拘束する。
- 2) 登録すべき内容は、コンテンツの名称、管理者等の基本事項、利用許諾条件等の対外事項とする。これに併せて権利者相互の関係（内的事項）を登録することもできる。
- 3) 公的データベースの登録内容のうち、基本事項及び対外事項は何人であっても閲覧できる。内的事項は、当該コンテンツに正当な権利を持つ者等関係者又は法が特別に認めた者以外はこれを閲覧することができない。
- 4) 公的データベースの構築及び維持、管理は国が指定する事業者を通じてこれを行う。ただし、徒に新しいデータベースを一から作るのではなく、適切な民間事業者のデータベースを相互接続してこれを実現することが望ましい。
- 5) 公的データベースの登録は、公的データベースの構築の一翼を担う上記民間事業者を代理業者とし、これを通じて行うことを想定する。代理業者の役割としては、データベースの構築維持、公的データベースへの登録事務にあわせ、不当な登録に関する裁判外調整機能を期待する。そのため、代理業者には、こうした能力を有する適切な事業者、例えば事業者団体などを指定することを考慮すべきである。

捕捉

2) について

利用許諾条件については、直接利用者に対する利用許諾条件を記載する場合と、利用者に対して許諾を与える事業（リセール事業、配信事業）についての利用許諾条件を記載する場合とがある。そのいずれにおいても、必ずしもこれを予め規定し、登録することは本制度の必要条件ではない。

ただし、いずれの形態をとるにせよ、利用者に社会通念上利用しやすい条件を予め定め、登録することが望ましい（一部の地上波テレビ放送用コンテンツについてはここまでを求めている。（提言2. 1）参照）。

また、利用許諾条件はコンテンツ毎に定めることも可能ではあるが、円滑な登録、取引のためには標準的な条件のあり方が決まっていることが望ましい。本制度の一環として、関係業界団体にはこの「標準的な利用許諾条件のあり方」を定めることが強く求められる。

5)について

公的データベースの民間代理業者としては、（社）民間放送連盟を想定した。しかし、これはあくまで今回の議論がテレビ向け映像コンテンツについて行われたためであり、この制度を映画やビデオの映像コンテンツにも拡張するのであれば（社）日本映画製作者連盟や協同組合日本映画製作者協会、（社）日本映像ソフト協会のような団体も代理業者として想定できる。

なお、さらにこの制度を広く映像コンテンツ全体について拡張する時、メディアの枠を越えて広く情報収集し登録をスクリーニングする機能をこうしたメディア環境毎に形成された既存の業界団体に期待することは難しいかもしれない。この場合、不動産登記における不動産鑑定士、税務申告にあたっての税理士のように、例えばこうした機能を果たす「映像管理士」（仮称）のような外部者の確認を前提とするような制度設計が必要となるであろう。

提言 2. 放送事業者の責務

放送法を改正し、次の規定を置く。

- 1) 地上波テレビ放送事業者に一定の範囲において、社会的に適切な条件で他者に利用せしめる契約条件による登録を義務づける。これに関する権利調整規定は置かない。
- 2) 過去のテレビ番組について、権利者が不明な場合は「経団連ルール」を基とした基準により供託をなすことで、1)の登録をすることができることとする。
- 3) これら措置は時限立法とし、5年を目途に廃止を含めて規定の改廃を検討する。

捕捉

1)について

この規定は、地上波テレビ放送用のコンテンツをネット上で利用可能にするための規定である。この規定を知的財産権のあり方に対して直接効果をもつ内容とせず、地上波テレビ放送事業者への義務づけとした理由は、地上波放送用の電波という公共の財を独占的に利用しているからこそ地上波テレビ放送事業者はその映像コンテンツをネット環境を通じて広く国民に利用せしめるべきだという考えに基づく。

また、この規定によって、公的データベースへの登録についての交渉が放送番組のプロデュースに附帯して義務づけられることになる。関連する著作権者・著作隣接権者との利害調整は、こうした交渉を通じて行う方が、無条件にネット上での利用権を放送事業者に付与したり、政府が利益配分基準を規定したりするよりも、より適切に行われると考える。

2)について

ここでいう「経団連ルール」とは、平成17年3月22日に日本経団連が発表した「利用者団体協議会」が取りまとめた著作権関係団体との合意に係る暫定料額 (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/017.pdf>) のことを指す。

提言 3. 登録されたコンテンツに対する加重的保護

公的データベースに登録されたコンテンツ（登録済コンテンツ）について、次の規定を置く。

- 1) 公的データベースへの登録内容に基づき、管理者の権利及び著作権者、著作権隣接権者及びその他の関係者の法的関係を推定する。
- 2) 管理者が登録済コンテンツの契約又は法に基づかない利用（不正利用）を探索する行為については不正アクセス防止法の適用を除外する。ただし、管理者が当該探索行為で知り得た情報の目的外使用は禁止される他、管理者は探索行為によって生ぜしめた損害に対する責任を逃れることはできない。
- 3) 管理者は登録済コンテンツの契約又は法に基づかない利用（不正利用）を差し止める権利を有する。
- 4) 故意に不正利用を行った者について、当該不正利用に係る損害賠償額の算定は、管理者が正常な事業によって得べかりし収入（すなわち、正常な事業によって当該コンテンツが生ぜしむる収入）の十倍を基準として行う。

捕捉

1) について

この規定に基づき、登録済コンテンツに関して、管理者はなんら権利の存在証明をすることなく、所要の法的措置を講ずることができる。

2) について

この規定の主旨は、登録済コンテンツには管理者の管理力をより強めるところにある。しかし、管理者はそれ以外の権能を享受するわけではないし、当然、他者のサーバーへのアクセスでサーバーの側の挙動に影響が出たりした場合の損害を免責されることもない。本項の但書は、そのことを確認する規定である。

提言 4. 登録されたコンテンツに関する自由利用範囲の規定

公的登録制度上の管理権から派生した消費者の利用について次の規定を置く。

- 1) 登録されたコンテンツについて著作権法 30 条の適用を除外する。
- 2) 適法に利用を許諾された者（適法利用者）は、社会的に妥当な範囲内で、専ら自らのためにこれを利用することができる。適法利用者と管理者の間の契約のうち、本条項に違反する内容はこれを無効とする。
- 3) 適法利用者は、管理者との間に特別な定めがない限り、当該コンテンツを用いて新しいコンテンツを創作することができる。
- 4) 適法利用者は、管理者との間で合意された利用を行うために、合理的な範囲において当該コンテンツを改変することができる。
- 5) 上記 2)～4) で規定される行為について、著作者人格権の行使は、当該行為が社会的受忍の範囲を超えて著しく著作者の名誉、尊厳を毀損した場合に制限される。

捕捉

1)、2)について

複製行為が情報の伝搬過程の中で常態的に起きるネット環境においては、コンテンツの利用に関する制御は、個々の複製管理ではなく、利用者との利用契約に基づいて規定されるべきである。2)の規定は、従来の著作物について認められていた私的複製に関する著作権の制限に相当するものとなることを旨としている。1)の規定は、この規定が活かされる限り従来のように著作権の制限をする必要はないことから、ネット上での利用に関する限り、これを撤廃するものである。なお、この反射的効果としてネット上の利用に関する限り、私的録音録画保証金の適用が除外されるが、これは本制度の主旨に照らしても、当然である。

3)について

管理者は、登録内容として二次創作への利用を禁じる旨を規定することができる（提言 1.2）参照）。また、個別の契約においても同様の内容を定めることができるのは、いうまでもない。

しかし、そもそも創作活動の中において派生的創作活動は広く認められるべきとの観点から、コンテンツ製作者を強く誘導するために本規定はあえて設け

られた。

4)について

本登録制度によって促進すべき利用契約には利用者に対して許諾を与える事業（リセール事業、配信事業）に対する利用許諾を含むことが主旨であるが、この場合、当該事業者はダイジェスト版を作成して公開する、画面中にテロップを流すなどの行為を行うことが、社会通念上当然において許されるべきである。本規定は、そのことを包括的に規定している。

提言 5. 雑則

提言 1.～4.の他に、次の規定を置く。

- 1) 登録されたコンテンツに付随し、当該コンテンツの属性など附帯的な情報を表すデータ（メタデータ）について次のように定める。
 - メタデータは何人もこれを利用することができる。
 - メタデータの追記は何人も行うことができる。すでに記録されていたメタデータの改編は何人もこれを行ってはならない。
- 2) 登録されたコンテンツに技術的保護措置が施されている場合、何人も管理者の許可を得ずして同保護措置を回避する手段を講じてはならない。
- 3) 登録されたコンテンツがネットワーク内で移動する際に起きる複製など、直接の利用の対象とならないコンテンツの複製、公衆送信、送信可能化については、当該コンテンツに関する著作権及び著作隣接権の対象外とする。

捕捉

1)について

従来の著作権法の規定だけではコンテンツそのものと付随するメタデータの取扱が明らかでないことから、これを明定するための規定である。ここでは、コンテンツに付随するメタデータは、それが著作物かどうかは別として、コンテンツそのものとは違うものとしてその内容の保全について一定の保護を受けべきことを明らかにしている。

3)について

提言 4. 1)、2)と併せて、複製行為が情報の伝搬過程の中で常態的に起きるネット環境におけるコンテンツの利用に関する制御の基本規定としておいたものである。